

津市育休代替 任期付職員採用試験

(名簿記載期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)



受 験 案 内

【募集職種】

幼稚園教諭

受付期間 令和2年11月16日(月)から令和2年12月24日(木)まで

試験日 第1次試験 令和3年1月17日(日)

試験場所 津市本庁舎(津市西丸之内23番1号)

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

津市育休代替任期付職員採用試験の合格者は「育休代替任期付職員採用候補者名簿」(以下「名簿」といいます。)に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

【任期】 職員の育児休業期間(1年を超える場合)に応じて任期が決定されます。

※ 任期を短縮又は延長する場合があります。

【業務内容】 原則として任期の定めのない職員(以下「正規職員」といいます。)と同じ業務内容です。

【勤務条件等】 任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

電話番号 059-229-3292

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自需要請の状況等によっては、試験を中止する場合等があります。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、必ず事前にご確認ください。なお、感染拡大に伴う第1次試験の延期は予定しておりません。

(2) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします（試験時間中にに行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）。

(3) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いします。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、かかりつけ医等に相談の上、受験の可否を判断してください。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験の実施は予定しておりません。

(4) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、窓やドアを開ける可能性がありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和3年2月12日（金）（予定）

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

令和3年2月中旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

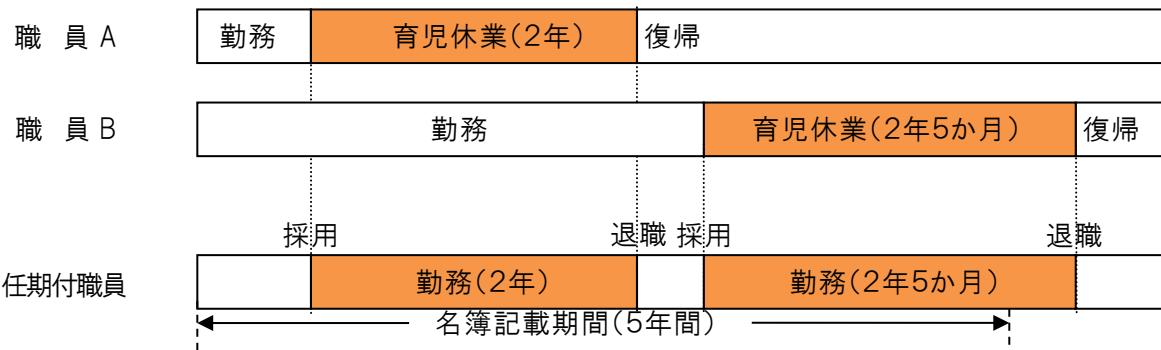
なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和3年4月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和8年3月31日までです。）。

《参考》育休代替任期付職員の勤務期間(例)

職員の育児休業の状況等に応じて、名簿記載期間中に採用となります。



(2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。ただし、認定こども園に勤務している職員が育児休業を取得した場合は、幼稚園教諭の免許状に加え、保育士資格を有する方を優先して採用する場合があります。

(3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です。）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。

(4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

イ 健康保険

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細や障がい等を理由とした職員採用試験に係る配慮事項等については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務